

社会医療法人 松柏会
至誠堂総合病院 重要事項説明書（訪問リハビリ）

1. 至誠堂総合病院の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	至誠堂総合病院
所在地 ・ 電話	山形市桜町7番44号 023-622-7181
介護保険指定番号	訪問リハビリ 山形県第0610111239号
サービスを提供する地域*	山形市・山辺町・中山町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。

	資格	常勤	非常勤	計	備考
管理者	医師	1名	名	1名	
従事者	理学療法士	1名以上	名	1名以上	
	作業療法士	1名以上	名	1名以上	
	言語聴覚士	1名以上	名	1名以上	

(3) サービスの提供時間帯

月曜日から金曜日

8時45分～17時15分

電話番号 070-6490-3762

FAX 023-622-7299

*年間休日

祝祭日及び12月31日から翌年1月3日を休業とします。

2. 訪問リハビリテーション サービス内容

利用者の居宅を訪問してリハビリテーションを行います。具体的に、医師からの指示に基づき理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が基本動作能力、応用動作能力又は社会的適応能力の回復を図ることを目的とし、利用者に適した運動プログラムを提供するとともに、住宅改修および福祉用具の適合、ご家族に必要な助言などを行います。

3. 利用料金

別紙に記載

利用料金の支払い方法につきましては、翌月10日以降に請求書を発行致しますので、訪問時に職員に直接現金でお支払いいただきますようお願い致します。または、当院窓口でのお支払いも可能です。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。または医師にご相談下さい。訪問リハビリ計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 申し込みに必要な書類

診療情報提供書（医師から交付されます。医療機関への支払いがあります。）

訪問リハビリ申込書・健康保険証・後期高齢医療受給者証・健康手帳・介護保険証・

訪問リハビリ指示書

(3) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。なお、医師にもご相談ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者及びご家族は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

5. 当事業所の訪問リハビリサービスの特徴等

【事業の目的】

社会医療法人松柏会が開設する至誠堂総合病院が行う指定訪問リハビリ及び指定介護予防訪問リハビリの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

【運営の方針】

- ・ 訪問リハビリの提供に当たって、職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ・ 医師が訪問リハビリを必要と認めた方に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がお伺いし、住み慣れたご自宅での療養生活をお手伝いいたします。
- ・ 利用者の尊厳・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者及びご家族のニーズを的確に把握し必要とするサービスを提供いたします。

またサービスの提供に当たって、利用者の意思と生活環境・障害と残存機能や能力等を十分考慮し、明るく親切的なケアを心がけます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、救急隊、ご家族、居宅介護事業所等へ連絡をし、管理者に報告いたします。

7. 事故発生時等の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合、容体の変化が生じた場合は、速やかに医師、救急隊、ご家族、居宅介護事業所、市町村へ県及び連絡を行うとともに記録し、必要な措置を講じます。

サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。但し、自らの責めに帰する事由によらない場合にはこの限りではありません。

8. 秘密の保持

当事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

9. 身体拘束に関する事項について

当事業所の職員は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 虐待防止に関する事項について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止する措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

主担当者：小林真司

副担当者：佐藤直子、医療福祉連携室

11. 感染症対策の強化について

事業所は当法人の感染対策委員会に属し、定期的に委員会が開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止対策の為に指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

事業所は感染症にかかる業務継続計画及び災害にかかる業務継続計画を作成し、研修を定期的に行います。感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13. サービス内容に関する苦情

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、及び市町村又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

苦情・相談窓口 担当責任者 多田 勇貴

受付時間(月)～(金) 8時45分～17時15分まで(祭日及び12月31日～1月3日を除く)

(受付は当事業所の営業日・営業時間内とする)

電話番号：023-622-7181 FAX：023-642-8101

住所：〒990-0045 山形市桜町7番44号

至誠堂総合病院

その他の受付機関として

山形市介護保険課	山形市役所代表	023-641-1212
天童市健康福祉部保険給付課	天童市役所代表	023-654-1111
上山市健康推進課	上山市役所代表	023-672-1111
中山町健康福祉課		023-662-2456
山辺町保健福祉課		023-667-1107
国民健康保険団体連合会		0237-87-8000

*不明な点やサービス・職員に対する不満や苦情などは電話・FAX・郵便などでお受けいたします。

年 月 日

訪問リハビリの提供開始にあたり、利用申込み者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 山形市桜町7番44号

名称 社会医療法人 松柏会 至誠堂総合病院

説明者 氏名 _____

私は、本書面を受領し、事業所から訪問リハビリについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____